

令和 7 年 5 月 2 日
子ども家庭部子ども子育て支援課

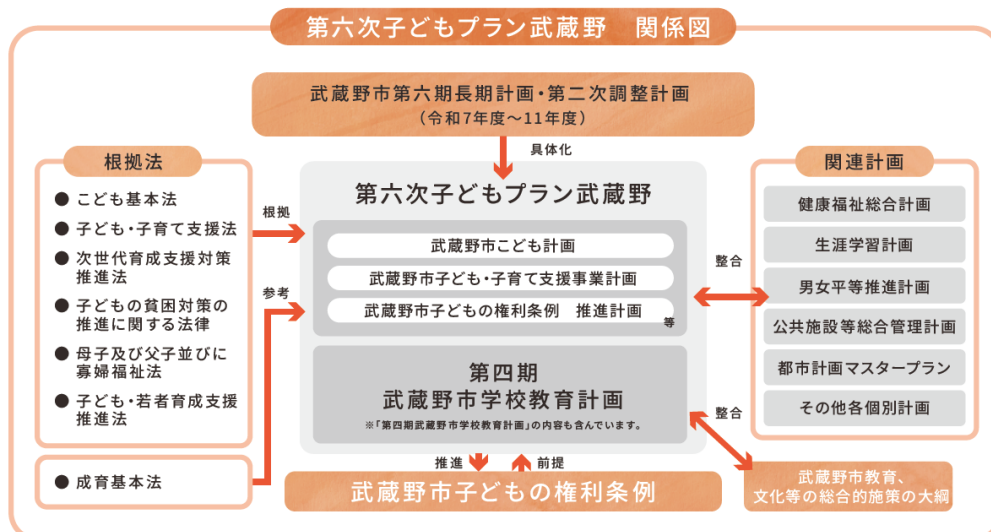
第六次子どもプラン武蔵野の策定について

5 年毎に策定している子どもプラン武蔵野について、令和 7 (2025) 年度～11 (2029) 年度を計画期間とする『第六次子どもプラン武蔵野』を策定したので以下のとおり報告する。

1 『第六次子どもプラン武蔵野』の概要

- (1) 市が策定する子どもに係る基本計画
- (2) 「武蔵野市子どもの権利条例」に規定する「(子どもの権利) 条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画 (推進計画)」
- (3) 長期計画の分野別アクションプラン

※なお、本年度策定された『第四期学校教育計画』も包含している。



2 『第六次子どもプラン武蔵野』の特徴

- (1) 計画の対象に「19 から 39 歳までの若者」を追加
- (2) 「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子ども・若者を対象とした意見聴取を実施
(例: Teens ムサカツ / 子ども・若者ヒアリング / 子ども向けパブリックコメント)
- (3) 主な事業は、「子どもの権利条例の理解・普及啓発」、「子育て世代への外出支援」、「中高生世代の居場所の充実」等

3 今後の予定

- ・各事業の実施状況に係る評価指標について、令和 7 年度中に設定予定
(企画調整課による「新たな行政評価」と連携して実施する。)
- ・企画調整課が人口推計を実施した場合、子ども・子育て支援事業計画に係る調査を実施する予定